

# 消防団員のマイカー共済を 令和2年4月1日から開始

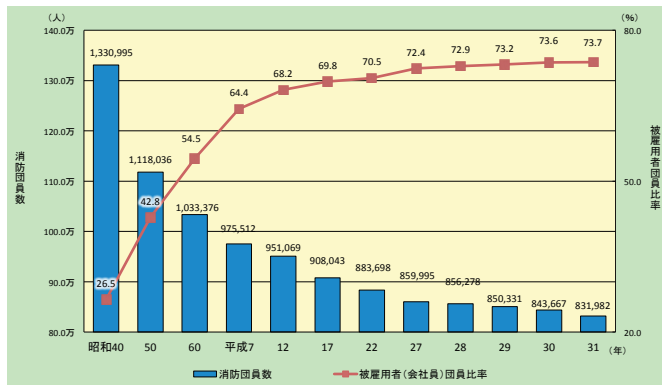
## 地域防災室

### はじめに

地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団について、団員数は減少傾向にあり、全消防団員に占める被雇用者の比率は7割を超えています。

消防団員の被雇用者化の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

一方で、近年、日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、従事する公務の範囲は拡大するとともに、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっています。

こうした背景の下で、令和元年東日本台風による災害出動などに伴い、消防団員が使用した自家用自動車の水没するという被害(※)が生じたところです。

※令和元年東日本台風による宮城県、福島県、長野県及び静岡県内の消防団員の所有に係る被災車両台数：57台(当庁調査)

このような急を要する消防団の活動のために、非常勤の特別職地方公務員としての身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事してもらうことは有意義であり、ひいては消防団員の確保にも資すると考えられます。

そこで、消防団活動を下支えする取組として、令和2

年4月1日から、公益社団法人全国市有物件災害共済会(以下「共済会」という。)及び一般財団法人全国自治協会(以下「自治協会」という。)が、「消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車(原動機付自転車を含む。)に生じた損害を補償する共済」(以下「本共済」という。)を開始しました。

### 共済の概要

本共済の概要は次のとおりです。

#### (1)趣旨

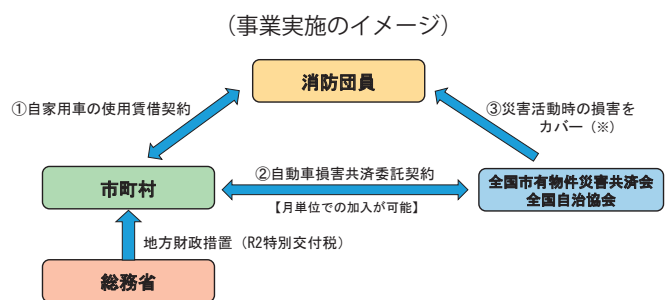
災害時に急を要する消防団活動のために、消防団員がやむを得ず、自家用自動車を使用した場合に、当該自家用自動車を市町村が相互に救済する事業です。

#### (2)開始日

令和2年4月1日

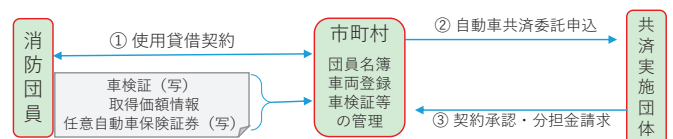
#### (3)実施主体(市町村からの委託に基づき実施する法人)

共済会及び自治協会



※共済会及び自治協会は、市町村(共済委託団体)に生じた損害に対して共済金を支払うことから、市町村は、被災自動車の損害に対する支払いを行った上で、共済会及び自治協会に共済金の請求を行う。

(共済委託契約締結までの流れ)



#### (4) 共済期間

市町村と共済会又は自治協会との間で、1年を単位とするほか、1月を単位とした自動車損害共済委託契約の締結が可能です(例:出水期(9月～11月)の3ヵ月加入)。

#### (5) 分担金額

例えば、対物賠償・対人賠償無制限契約の場合に必要な分担金額については、次の表のとおりです。

自動車損害共済総合契約分担金額一覧表

【市分】 (単位:円)

実施主体	車種	車両共済責任額	車両共済	対物共済 (無制限)	対人共済 (無制限)	分担金計		
						(1年)	(1ヵ月)	(3ヵ月)
全国市有物件災害共済会	乗用自動車	100万円	15,150	5,180	4,440	24,770	2,064	6,192
		200万円	18,050	5,180	4,440	27,670	2,305	6,917
		300万円	20,950	5,180	4,440	30,570	2,547	7,642
		400万円	23,850	5,180	4,440	33,470	2,789	8,367
		500万円	26,750	5,180	4,440	36,370	3,030	9,092
	軽自動車	100万円	9,600	4,620	2,620	16,840	1,403	4,210
		200万円	11,100	4,620	2,620	18,340	1,528	4,585
		300万円	12,600	4,620	2,620	19,840	1,653	4,960
		400万円	14,100	4,620	2,620	21,340	1,778	5,335
		500万円	15,600	4,620	2,620	22,840	1,903	5,710

【町村分】 (単位:円)

実施主体	車種	車両共済責任額	車両共済	対物共済 (無制限)	対人共済 (無制限)	分担金計		
						(1年)	(1ヵ月)	(3ヵ月)
全国自治協会	乗用自動車	100万円	17,720	14,650	6,440	38,810	3,240	9,710
		200万円	22,520	14,650	6,440	43,610	3,640	10,910
		300万円	27,320	14,650	6,440	48,410	4,040	12,110
		400万円	32,120	14,650	6,440	53,210	4,440	13,310
		500万円	36,920	14,650	6,440	58,010	4,840	14,510
	軽自動車	100万円	10,470	5,860	2,710	19,040	1,600	4,770
		200万円	14,070	5,860	2,710	22,640	1,900	5,670
		300万円	17,670	5,860	2,710	26,240	2,200	6,570
		400万円	21,270	5,860	2,710	29,840	2,500	7,470
		500万円	24,870	5,860	2,710	33,440	2,800	8,370

※上記表中の車両共済責任額は一例です。  
詳細は、共済会又は自治協会の規程等を参照ください。

#### (6) 民間の自動車保険との関係

共済会又は自治協会から市町村に対し支払われる共済金は優先払い(自家用自動車に関し、民間の自動車保険への加入が別途なされている場合に、原則として、当該保険の適用が不要となること)となります。

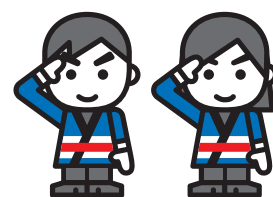
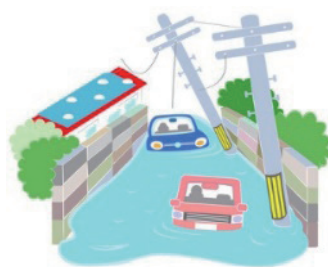
#### (7) 地方財政措置

市町村が共済会又は自治協会に支払う分担金に対し、令和2年度は、当該分担金の5割を特別交付税により措置することとしています。

## おわりに

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全確保のために大きな役割を果たしており、消防団を中核とした地域防災力の充実強化をより一層図る必要があります。

今後、災害の多様化、複雑化が一層進むことが想定される中、本共済の普及を通じて消防団員の活動を支え、地域の強靱化を図ってまいります。



#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室  
TEL: 03-5253-7561

共済会及び自治協会への問合せは、共済会各地区事務局及び自治協会各都道府県町村会事務局へお願いします。